第九十六条に次の二項を加える。

8　次の各号に掲げる場合における第六項（第一号に掲げる場合にあつては同項第二号ロ及びハに係る部分に、第二号から第四号までに掲げる場合にあつては同項第二号ニに係る部分に、それぞれ限る。）の規定の適用については、第一号若しくは第二号に規定する内国法人、第三号に規定する被合併法人等又は第四号に規定する分割法人等が当該各号に規定する時において法第五十二条第一項第一号イからハまで又は第二号イからハまでに掲げる法人（以下この項において「貸倒引当金対象法人」という。）に該当するものとして当該各号に定める事業年度又は連結事業年度において同条又は法第八十一条の三第一項（法第五十二条の規定により同項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定を適用した場合に法第五十二条の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額若しくは益金の額に算入されることとなる金額又は法第八十一条の三第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額若しくは益金の額に算入されることとなる金額は、それぞれ法第五十二条の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額若しくは益金の額に算入された金額又は同項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額若しくは益金の額に算入された金額とみなす。

一　第六項の内国法人（当該内国法人が適格合併に係る合併法人である場合には、当該適格合併に係る被合併法人を含む。次号において同じ。）が前三年内事業年度に含まれる各事業年度又は各連結事業年度終了の時において貸倒引当金対象法人に該当しない場合　当該各事業年度又は各連結事業年度

二　第六項の内国法人が同項第二号ニ⑴に規定する開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時において貸倒引当金対象法人に該当しない場合　当該前日の属する事業年度又は連結事業年度

三　第六項第二号ニ⑵に規定する被合併法人等が同号ニ⑵に規定する合併前日等の属する事業年度又は連結事業年度終了の時において貸倒引当金対象法人に該当しない場合　当該合併前日等の属する事業年度又は連結事業年度

四　第六項第二号ニ⑶に規定する分割法人等が同号ニ⑶に規定する適格分割等の直前の時において貸倒引当金対象法人に該当しない場合　当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度

9　法第五十二条第九項第一号に規定する政令で定める金銭債権は、同号に規定する内国法人の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金銭債権（当該各号のうち二以上の号に掲げる区分に該当する場合には、当該二以上の号に定める金銭債権の全て）とする。

一　第五項第一号に掲げる内国法人　同号に規定する金銭債権

二　第五項第二号に掲げる内国法人　当該内国法人が行う金融商品取引法第三十五条第一項第二号（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為に係る金銭債権

三　第五項第三号に掲げる内国法人　質屋営業法第十四条（帳簿）の帳簿に記載された質契約に係る金銭債権

四　第五項第四号又は第五号に掲げる内国法人　割賦販売法第三十五条の三の五十六（基礎特定信用情報の提供）の規定により同法第三十五条の三の四十三第一項第六号（業務規程の認可）に規定する基礎特定信用情報として同法第三十条の二第三項（包括支払可能見込額の調査）に規定する指定信用情報機関に提供された同法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する金銭債権

五　第五項第六号に掲げる内国法人　商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取つた金銭債権（次号ロにおいて「買取債権」という。）で当該内国法人の同項第六号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する業務として買い取つたもの

六　第五項第七号に掲げる内国法人　次に掲げる金銭債権

イ　貸金業法第十九条（帳簿の備付け）（同法第二十四条第二項（債権譲渡等の規制）において準用する場合を含む。）の帳簿に記載された同法第二条第三項に規定する貸付けの契約に係る金銭債権

ロ　買取債権

七　第五項第八号に掲げる内国法人　当該内国法人の行う信用保証業に係る保証債務を履行したことにより取得した金銭債権

第九十七条第一項中「この項に」を「この条に」に、「前条第二項」を「前条第六項」に、「この項及び第六項」を「この条」に改め、同条第六項中「、その」を「その」に、「とする」を「とし、前項の規定により第一項の承認を取り消されたものとみなされた場合にはその取り消されたものとみなされた日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合の貸倒実績率の計算についてその取消しの効果が生ずるものとする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の承認を受けた内国法人（前条第五項各号に掲げる内国法人に該当するものに限る。）がその承認の基因となつた適格分割等に係る調整事業年度において法第五十二条第一項第一号イからハまで又は第二号イからハまでに掲げる法人に該当しないこととなつた場合又は該当することとなつた場合（既にこの項の規定によりその承認を取り消されたものとみなされた場合を除く。）には、その該当しないこととなつた日又はその該当することとなつた日においてその承認を取り消されたものとみなす。

第九十七条に次の一項を加える。

8　内国法人は、第六項の規定により第一項の承認を取り消されたものとみなされた場合には、その承認の基因となつた適格分割等に係る調整事業年度における貸倒実績率の計算の方法については、再び同項の規定による承認を受けることができる。この場合において、第二項中「同項の適格分割等の日」とあるのは、「第六項に規定する該当しないこととなつた日又は該当することとなつた日」とする。

第九十八条中「いい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く」を「いう」に改める。

第百十二条第一項中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「第五項の」を「第六項の」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、同項第二号中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第二項中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前事業年度開始日」を「合併法人等九年前事業年度開始日」に、「前七年内事業年度（）を「前九年内事業年度（）に、「被合併法人等前七年内事業年度」を「被合併法人等前九年内事業年度」に、「被合併法人等七年前事業年度開始日」を「被合併法人等九年前事業年度開始日」に、「当該合併法人等七年前事業年度開始日」を「当該合併法人等九年前事業年度開始日」に改め、同条第五項中「前七年内事業年度（）を「前九年内事業年度（）に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同項第一号中「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、同項第二号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、同条第八項中「又は第五項」を「又は第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「七年」を「九年」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第五十七条第五項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）において法第五十九条第一項から第三項まで（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける内国法人の第一号に掲げる金額（以下この項において「損金算入額」という。）が第二号に掲げる欠損金額（以下この項において「未使用欠損金額」という。）のうち最も古い事業年度において生じたものから順次成るものとした場合に当該損金算入額に相当する金額を構成するものとされた未使用欠損金額があることとなる事業年度ごとに当該事業年度の未使用欠損金額のうち当該損金算入額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額（当該事業年度に係る第三号に掲げる欠損金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）とする。